

審決取消請求事件

[平成21年3月25日判決（知財高裁） 平成20年\(行ケ\)第10305号](#)

キーワード：進歩性／課題の共通性／引用発明と周知技術の組み合わせ

担当 弁理士 荒木邦夫

1. 事案の概要

原告の本件特許出願に対し、特許庁が拒絶査定をしたため、原告は、不服審判を請求した。これに対し、特許庁が請求不成立の審決をしたため、原告は、審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

審決取消

3. 本件特許

発明の名称：ヒートシール装置

出願日：平成10年 8月10日

出願番号：特願平10-225547号

4. 本件発明

合成樹脂層を含む積層体からなる包材をチューブ状とし、該チューブ状の包材を、加熱機構を有する開閉自在な一对の加圧部材を用いて、液面下で横断状にヒートシールするシール装置において、加圧部材の少なくとも一方の作用面に、シール帯域の容器内面側外側に隣接して合成樹脂溜まりを形成し得る溝が設けられていることを特徴とするヒートシール装置。

5. 争点

本願発明と引用発明との相違点である合成樹脂溜まりを形成し得る溝が「シール帯域の容器内面側外側に隣接して」設けられている構成は、引用発明に周知例1、2に記載の技術を適用することにより容易に想到し得たといえるか否かが争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 本願発明における「シール帯域の外側に隣接して溝を設けた」との構成について、審決が、「引用発明のシール帯域の端部の溝を設けた部分に形成される合成樹脂溜まり部は夾雑物を含むため密封性にはそれほど寄与しないものと認められ、合成樹脂の流れ込む溝を十分深く設けることで、溝を設けた部分に形成される合成樹脂溜まり部を非溶着の熱シ

ールされない部分とすることは周知の事項（甲 2、3）である」とした上で、「引用発明において密封性にはそれほど寄与しない合成樹脂溜まり部を、シール帯域の外側に隣接し、シール帯域としては機能しない部分として配置することも当業者が容易になし得た」と判断した点には、誤りがあるものと解する。

（2）「合成樹脂溜まりを形成し得る溝が、シール帯域の容器内面側外側に隣接して設けられている」とする本願発明の相違点に係る構成は、…熔融された合成樹脂を夾雑物と共にシール帯域から容器の内側に押し流した時に、流出した合成樹脂が均一にはみ出さずに容器内側の縁部に波打った熔融樹脂ビードを形成することがあるという課題を解決するために、シール帯域から流出した合成樹脂を溝に流入させることで、合成樹脂の容器内側へのはみ出しを規制し、これによって、容器内側の縁部に波打った熔融樹脂ビードが形成されないようにした点にある、ということが出来る。

（3）本願発明と引用発明との相違は、合成樹脂溜まりを形成する「溝」の設置場所のみであって、その構成における相違点は、一見すると、極めて僅かであるとの印象を与える。しかし、…「溝」の設置場所の相違点によって、本願発明においては、シール帯域から流出した合成樹脂で容器内側に波打った熔融樹脂ビードが形成されないようにする解決手段を提供するのに対して、引用発明においては、シール帯域からの合成樹脂の流れ出しを規制してシール帯域の樹脂量を確保する解決手段を提供するものであるという点で、解決課題及び解決手段において、大きな相違があるというべきである。

（4）引用発明は、シール帯域内に合成樹脂溜まり部を設けて、熱溶着に寄与するポリエチレン樹脂の量を確保することにより、「接合強度を維持」するようにしたものであるから、単に、「溝を設けた部分に形成される合成樹脂溜まり部を非溶着の熱シールされない部分とする」ことを開示する周知例（甲 2、3）を指摘することによって、その周知の技術を適用して、引用発明とは異なる解決課題と解決手段を示した本願発明の構成に至ることが容易であるということとはできない。

（5）「引用発明において密封性にはそれほど寄与しない合成樹脂溜まり部を、シール帯域の外側に隣接し、シール帯域としては機能しない部分として配置することも当業者が容易になし得たものと認める。」とした審決の判断には、その余の点を判断するまでもなく、誤りがある。

以上